

◎翌月、予備勤務の「休日」について
乗組月と同様に10日に発表すること！
◎乗組月の「休日出勤指定」も10日に発表すること！

会社は、4月18日の業務委員会で、前月25日の勤務発表で、「年休発給」と「行路」について可能な限り発表することを明らかにしました。

上記は、この間、私たちが粘り強く要求してきたことと、「年休裁判」「一方的な休日出勤」反対の闘いの成果であるとして、自信を持って言えます。

しかし、年休請求・取り消し期日が20日までであることから、勤務日が何処に指定されるか、「休日」が何処に指定されるか、年休請求の計画が難しいまま、25日の勤務発表になります。

また、乗組月の「休日出勤指定」も、25日になって突然指定され「自分の休日」が勝手に奪われることに、歯止めをかける年休請求（休日に休暇を請求すること自体矛盾していますが）も25日時点では、追加年休請求するしかありません。

従って、「休日出勤指定」は、まず会社は、本人の同意を得ることが、先決で、10日の発表時点で、「休日出勤指定」を明らかにし、それに対して、年休請求した場合「休む意志」を認め、「休日出勤指定」を外すよう訴えます。